



別紙様式第2号 (第3関係)

平成30年4月26日

奈良市議会議長 北 良 晃 様

回答者 奈良市長 仲 川 元 庸



### 文 書 質 問 回 答 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

<p>質問事項</p>	<p>市政運営について</p> <p>1、新斎苑計画地近傍に存する保安林の位置について</p> <p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>市民の関心が著しく高い新斎苑整備事業に関連して、その計画地近傍に存する保安林の位置について、法的権限のある奈良県の示す区域と、奈良市が示す区域で全く異なっている状況である。</p> <p>保安林の位置について疑義が生じていることについては、地域防災計画において重要な施設として位置付けられている火葬場自体の防災対策の検討に影響し得るものであり、「奈良市新斎苑基本計画」のうち、防災について考察が加えられている全ての部分の信憑性に関わる重大な事項であることから、平成29年9月21日、25日、28日、11月2日、12月11日、14日、平成30年3月6日、23日、少なくとも市議会において8回にわたり、私から重ねて指摘し、その解決を求めてきたところである。3月6日の本会議においては、別添の資料を示して質疑を重ねたが、合理的な答弁は得られなかった。</p> <p>今般、奈良県農林部森林整備課長から奈良市市民生活部新斎苑</p>
-------------	--



建設推進課長あて、「奈良市新斎苑基本計画に関連する保安林位置について（通知）」（平成 30 年 4 月 10 日森第 107 号）と題する通知文書が発出され、奈良市がこれまで「奈良市新斎苑基本計画」などで示してきた保安林の位置は、奈良県が法的権限に基づいて管理する保安林台帳附属図補助図の保安林の位置と異なる旨が摘示され、奈良市に対して慎重に取り扱うよう指導があったことが判明している。

これまでの市議会における再三にわたる指摘や、奈良県による前記指導を踏まえ、新斎苑計画地近傍に存する保安林の位置について、改めて奈良市としての認識を伺いたい。

## 2、奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正の要否について

平成 29 年 4 月 26 日に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）を改正する法律（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行された。

これに先立って、奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のうち、第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める必要があったものと思料するが、未だに執行機関からそのための条例改正に係る議案が提案されていない。

改正法が成立してから 1 年近くもの期間が経過し、施行日も経過しているにもかかわらず、条例改正に係る議案が提案されていない理由を伺いたい。

回答内容

1、新斎苑計画地近傍に存する保安林の位置について

保安林の位置につきましては、その権限が奈良県にあることから、新斎苑基本計画（案）策定時、県に相談したところ、「『保安林台帳附属図』と『保安林台帳附属図補助図』の異なる位置を示した2種類の図面があり、いずれの位置が正しいかは把握できていない。」とのことでございました。

一方、地番については地権者の主張が優先されることが明白な中で、事業に必要となる用地買収に先立ち、地目が保安林とされている横井町 924 番 7 についても、その他の敷地と同様に境界の確定を行いましたので、保安林については、その位置であるとして『奈良市新斎苑基本計画』に反映させ、県にも資料提供させていただいたところ です。

このような経緯から、市といたしましては新斎苑基本計画策定時（平成 28 年 11 月）においては、保安林の位置について県と共通した認識であったと考えておりましたが、その後、三橋議員を始め市議会や県議会において保安林の位置についての指摘がされ、県とも相談する中で、この度、正式に奈良県農林部森林整備課長から市民生活部新斎苑建設推進課長宛に、「保安林の位置等については『保安林台帳附属図補助図』により管理しており、『奈良市新斎苑基本計画』で示されている位置とは異なるものであるので、取扱には十分慎重を期すように。」との旨、文書で通知をいただいたところ です。

このことから、市といたしましても保安林の位置は、今回県から通知があったとおり『保安林台帳附属図補助図』に記載のある位置であると認識を改めたところでございます。

この保安林の位置につきましては、新斎苑建設地に含まれてはおりませんので新斎苑の施設等の整備に直接影響のないことは県にも確認をしておりますが、地域から要望のある保安林を含む新斎苑建設地西側山林の防災対策等の整備に際しては、県とも協議しなが

ら適切に対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、奈良市といたしましては、新斎苑建設事業及び周辺地域を含む防災対策について万全を期してまいりたいと考えております。

## 2、奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正の要否について

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）を改正する法律（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）」につきましては、平成29年4月26日に公布され、同5月17日に内閣府子ども・子育て本部より、本市に対しましても法律改正に関する通知がございました。

「奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」におきましては、同法の他、「子ども・子育て支援法」、「児童福祉法」等の関連法を引用していることから、関連法に改正がある場合は、それに伴う条例の改正の必要がないかその都度点検しておりますが、不十分でございました。

今回、本条例に関しましては、議員からのご指摘により、平成30年6月定例会におきまして条例改正の提案をさせていただき予定しております。

今後は同様の事象の発生を防止するために、各事業の根拠法令等の改正に留意し、根拠法令等の改正があった際には、条例の改正等の必要性について速やかに検討を行い、児童福祉行政を法令等に基づき適切に実施するよう、職員に徹底してまいります。

(担当部局：市民生活部新斎苑建設推進課・  
子ども未来部保育所・幼稚園課)

受理日	30年4月26日
-----	----------